特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
9	生活保護の決定及び実施に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
松原市は、生活保護の決定及び実施に関する事務における特定個人情報の取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
松原市長

公表日
令和5年6月30日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護の決定及び実施に関する事務
②事務の概要	生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、進学準備給付金の支給、保護に関する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務 ①保護の実施に関する事務 ②保護の開始及び変更申請の受理に関する事務 ③職権による保護の開始及び変更に関する事務 ④保護の停止及び廃止に関する事務 ⑤資料の提供等の求めに関する事務 ⑥就労自立給付金に関する事務 ⑦進学準備給付金に関する事務 ⑧保護に要する費用の返還に関する事務 ⑨徴収金の徴収に関する事務 ⑩保護の決定及び実施において、情報連携による公金受取口座情報取得に関する事務 ⑪生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携に関する事務 ⑫医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理に関する事務 ⑬医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認に関する事務 ⑭医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等に関する事務 ⑫～⑭の事務については支払基金へ委託する事務である。
③システムの名称	1.生活保護システム 2.中間サーバー 3.団体内統合宛名システム 4.医療保険者等向け中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
生活保護受給者情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） ［平成二十五年五月三十一日法律第二十七号］ ・番号法第九条（利用範囲）及び別表第一の一五の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（別表第一省令） ［平成二十六年内閣府・総務省令第五号］ ・別表第一省令　第十五条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	［　　実施する　　］	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会ができる根拠法令】 番号法第十九条第八号　別表第二の二十六の項 【情報提供ができる根拠法令】 番号法第十九条第八号　別表第二の 9,10,14,16,18,20,24,26,27,28,30,31,37,38,42,50,53,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,113,116,120の項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部　福祉総務課
②所属長の役職名	福祉総務課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒580－8501　大阪府松原市阿保1丁目1番1号 松原市役所　福祉部　福祉総務課，総務部　総務課 電話番号　072－334－1550（代表）

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒580－8501　大阪府松原市阿保1丁目1番1号 松原市役所　福祉部　福祉総務課 電話番号　072－334－1550（代表）

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和5年3月31日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和5年3月31日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[○]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[○]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[ ]接続しない（入手）**	**[ ]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査	[ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年5月7日	Ⅰ　関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	福祉総務課長　伊藤　仁之	福祉総務課長	事後	
令和1年5月7日	Ⅳ　リスク対策		項目の追加	事後	
令和1年5月7日	Ⅱ　しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成27年7月1日時点	平成31年3月31日時点	事後	
令和1年5月7日	Ⅱ　しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年7月1日時点	平成31年3月31日時点	事後	
令和2年7月28日	Ⅰ　関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	記載なし	生活保護の決定及び実施に関する情報	事後	
令和2年7月28日	Ⅱ　しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成31年3月31日時点	令和2年3月31日時点	事後	
令和2年7月28日	Ⅱ　しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年3月31日時点	令和2年3月31日時点	事後	
令和2年7月28日	Ⅳ　リスク対策 3. 特定個人情報の使用 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	
令和3年6月30日	Ⅰ関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務部政策法務課	総務部総務課	事後	
令和3年6月30日	Ⅱ　しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和2年3月31日時点	令和3年3月31日時点	事後	
令和3年6月30日	Ⅱ　しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年3月31日時点	令和3年3月31日時点	事後	
令和3年9月1日	Ⅰ関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第一九条第七号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二	・番号法第一九条第八号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二	事前	
令和4年6月30日	Ⅱ　しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和3年3月31日時点	令和4年3月31日時点	事後	
令和4年6月30日	Ⅱ　しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年3月31日時点	令和4年3月31日時点	事後	
令和5年3月31日	Ⅰ関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	松原市において、生活保護実施責任のある要保護者及び被保護者に対して、生活保護法、その他関係法令及び条例等に基づき、生活保護の開始、変更、停止、廃止及び却下決定を行い、また、保護の決定上必要のある時は、要保護者及び被保護者の資産状況、収入状況、扶養義務者状況、生活保護受給歴等の各種調査を行う。 （生活保護の申請） 生活保護申請書を受領し、添付書類、個人番号を確認、相談受付簿に記載する。 （ケース番号の取得） 要保護者の住所・氏名・生年月日等を確認し、ケース番号を取得、ケース番号登載簿に記載する。 （被保護世帯登録） 被保護世帯の世帯情報を登録する。 （保護決定のための調査） 生活保護の開始、変更、却下、停止及び廃止等の保護決定のため必要のある時に、要保護者及び被保護者の資産状況・収入状況・扶養義務者情報の調査・照会を行う。 （生活保護の決定） 要保護者及び被保護者の申告や、保護決定のための調査結果に基づき、生活保護の開始、変更、却下、停止及び廃止の決定を行い、保護決定通知書を交付する。	生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、進学準備給付金の支給、保護に関する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務 ①保護の実施に関する事務 ②保護の開始及び変更申請の受理に関する事務 ③職権による保護の開始及び変更に関する事務 ④保護の停止及び廃止に関する事務 ⑤資料の提供等の求めに関する事務 ⑥就労自立給付金に関する事務 ⑦進学準備給付金に関する事務 ⑧保護に要する費用の返還に関する事務 ⑨徴収金の徴収に関する事務 ⑩保護の決定及び実施において、情報連携による公金受取口座情報取得に関する事務 ⑪生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携に関する事務 ⑫医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理に関する事務 ⑬医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認に関する事務 ⑭医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等に関する事務 ⑫～⑭の事務については支払基金へ委託する事務である。	事前	
令和5年3月31日	Ⅰ関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1.生活保護システム 2.中間サーバー	1.生活保護システム 2.中間サーバー 3.団体内統合宛名システム 4.医療保険者等向け中間サーバー	事後	
令和5年3月31日	Ⅰ関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	生活保護の決定及び実施に関する情報	生活保護受給者情報ファイル	事後	
令和5年3月31日	Ⅰ関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第一九条第八号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報照会の根拠） 第一欄（情報照会者）が「都道府県知事等」の項のうち、第二欄（事務）に「生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（別表第二の二十六の項）	【情報照会ができる根拠法令】 番号法第十九条第八号　別表第二の二十六の項 【情報提供ができる根拠法令】 番号法第十九条第八号　別表第二の 9,10,14,16,18,20,24,26,27,28,30,31,37,38,42,50,53,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,113,116,120の項	事前	
令和5年6月30日	Ⅱ　しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年3月31日時点	令和5年3月31日時点	事後	